

青森県報

第八百十三号

令和六年
九月十三日
(金曜日)

目次

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(福祉課) ……一

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一

監査委員

○監査結果(財政課ほか二百三十四機関)……………(事務局) ……一

公安委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……五

公営企業

○青森県立中央病院画像解析ワークステーションの購入に係る一般競争入札……………(病院課) ……六

告示

青森県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年九月十三日

青森県知事 宮下 宗一郎

名	称	所	在	地	指定辞退年月日
いとう	メリー薬局	青森市	西大野一丁目一六の五		令和六・九・三
医療法人	芳和会阿部クリニック	十和田市	東三番町九の六六		七・三・三

青森県告示第四百九十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和六年九月十三日

青森県知事 宮下 宗一郎

監査委員

青森県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項及び第四項の規定による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準(令和二年四月青森県監査委員告示第二号)に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
丹藤 利夫	弘前大学医学部附属病院 弘前市大字本町五三	眼科(視覚障害)	令和六・九・一

令和六年九月十三日

青森県監査委員	竹	内	均
青森県監査委員	三	熊	子
青森県監査委員	藤	引	ユキ子
青森県監査委員	小比類	卷	正規

1 監査の着眼点 (評価項目)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。

2 監査の実施内容

(1) 監査日

令和5年11月7日から令和6年8月28日まで

(2) 実施内容

監査対象機関における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項

各対象機関の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象期間

令和4年度 (前年度監査基準日翌日から令和5年5月31日まで)

令和5年度 (令和5年4月1日から監査基準日まで)

(3) 対象機関名

ア 総務部

財政課、秘書課、人事課、行政経営課、総務学事課、税務課、市町村課、財産管理課、工事検査課、東青地域県民局県税部、中南地域県民局県税部、三八地域県民局県税部、西北地域県民局県税部、上北地域県民局県税部、下北地域県民局県税部、青森県東京事務所

イ 企画政策部

企画調整課、交通政策課、地域活力振興課、DX推進課、広報広聴課、統計分析課、東青地域県民局地域連携部、中南地域県民局地域連携部、三八地域県

民局地域連携部、西北地域県民局地域連携部、上北地域県民局地域連携部、下北地域県民局地域連携部

ウ 環境生活部

県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、環境保全課、自然保護課、青森県環境保健センター、東青地域県民局環境管理部、中南地域県民局環境管理部、三八地域県民局環境管理部、下北地域県民局環境管理部

エ 健康福祉部

健康福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療業務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、東青地域県民局地域健康福祉部、中南地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部、下北地域県民局地域健康福祉部、青森県動物愛護センター、十和田食肉衛生検査所、田舎館食肉衛生検査所、青森県立子ども自立センターみらい、青森県障害者相談センター、青森県立あすなる療育福祉センター、青森県立さわらび療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター

オ 商工労働部

商工政策課、地域産業課、産業立地推進課、新産業創造課、労政・能力開発課、青森県大阪情報センター、青森県名古屋情報センター、青森県福岡情報センター、青森県立青森高等技術専門学校、青森県立弘前高等技術専門学校、青森県立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門学校、青森県立障害者職業訓練校

カ 農林水産部

農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部、青森県病害虫防除所、青森県営農大学校

キ 県土整備部

監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部、三八地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部、青森空港管理事務所、整備企画課 (青森県工業用水

道事業会計)、都市計画課(青森県下水道事業会計)

ク 危機管理局

防災危機管理課、消防保安課、原子力安全対策課、青森県消防学校、青森県

原子力センター

観光国際戦略局

観光企画課、誘客交流課、国際経済課、青森県立美術館

コ エネルギー総合対策局

エネルギー開発振興課、原子力立地対策課

カ 国スボ・障スボ局

総務企画課、競技式典課、施設調整課

シ 出納局

ス 病院局

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

セ 青森県議会

青森県議会事務局

ソ 青森県教育委員会

教育政策課、職員福利課、学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課、文化財保護課、高等学校教育改革推進室、東青教育事務所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森北高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北斗高等学校、青森県立五所川原高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立三本木高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立野辺地高等学校、青森県立七戸高等学校、青森県立百石高等学校、青森県立六ヶ所高等学校、青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立八戸高等学校、青森県立八戸東高等学校、青森県立八戸北高等学校、青森県立八戸西高等学校、青森県立八戸中央高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立五所川原農林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業恵拓高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立八戸水産高等学校、青森県立青森工業高等学校、青森県立五所川原工科高等学校、青森県

立弘前工業高等学校、青森県立十和田工業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青森県立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立三沢商業高等学校、青森県立八戸商業高等学校、青森県立青森第一養護学校、青森県立青森第二養護学校、青森県立青森若葉養護学校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青森県立黒石養護学校、青森県立浪岡養護学校、青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立八戸第一養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援学校、青森県立図書館、青森県立枕蓑少年自然の家、青森県総合社会教育センター、青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館、三内丸山遺跡センター

タ 青森県警察本部

青森県警察本部、青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警察署、青森県大間警察署、青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、青森県弘前警察署、青森県鮎ヶ沢警察署、青森県つがる警察署、青森県五所川原警察署、青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警察署、青森県十和田警察署、青森県七戸警察署、青森県三沢警察署

チ 青森県人事委員会

青森県人事委員会事務局

ツ 青森県労働委員会

青森県労働委員会事務局

テ 青森県監査委員

青森県監査委員事務局

ト 青森県選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会事務局

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項は、次のとおりである。

(1) 財産管理課

課収入において債権管理が適切に行われていないものがあるので、適正な事務の執行に努めること。

(2) 東青地域県民局県税部、中南部地域県民局県税部、三八地域県民局県税部、西北

地域県民局県税部、上北地域県民局県税部及び下北地域県民局県税部

令和6年5月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(3) 東青地域県民局地域連携部

令和6年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(4) 環境保全課

令和6年5月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(5) 医療業務課

令和6年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(6) 障害福祉課

令和6年5月31日現在、一般会計及び療育福祉・医療療育センター特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(7) 東青地域県民局地域健康福祉部、中北地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部及び下北地域県民局地域健康福祉部

令和6年5月31日現在、一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(8) 商工政策課

令和6年3月31日現在、小規模企業者等設備導入資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(9) 団体経営改善課

令和6年5月31日現在、一般会計及び林業・木材産業改善資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(10) 林政課

令和6年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(11) 漁港漁場整備課

令和6年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(12) 港湾空港課

ア 令和6年2月29日現在、未利用の土地があるので、その解消に努めること。
イ 財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

(13) 建築住宅課

令和6年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(14) 東青地域県民局地域整備部

ア 土木使用料において、調定額が誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和6年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

ウ 土木使用料において、債権管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

(15) 中北地域県民局地域整備部、三八地域県民局地域整備部及び西北地域県民局地域整備部

令和6年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(16) 上北地域県民局地域整備部

令和6年5月31日現在、土木使用料、弁償金等において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(17) 下北地域県民局地域整備部

令和6年5月31日現在、土木使用料、弁償金及び港湾施設使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(18) 都市計画課（青森県下水道事業会計）

ア 令和6年3月31日現在、十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

イ 当年度は、10,506,765円の純利益を計上したものの、累積欠損金が209,189,734円となっているので、その解消に努めること。

(19) 防災危機管理課

物品の処分手続が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

- (20) 観光企画課
工事請負費において、契約保証金の免除に係る事務処理が適切でないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。
- (21) 誘客交流課
物品の貸付手続が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。
- (22) 青森県立美術館
物品の管理が適正に行われていないものがあるため、適正な事務の執行に努めること。
- (23) 青森県立中央病院
ア 医業費用において支払手続が不適切なものが3件あつたので、適正な事務の執行に努めること。
イ 令和6年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるため、その縮減に努めること。
ウ 物品の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。
エ 当年度は、1,705,856,506円の純損失が生じている。
- (24) 青森県立つくしが丘病院
ア 令和6年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるため、その縮減に努めること。
イ 当年度は、35,333,602円の純損失が生じている。
- (25) 青森県警察本部
ア 令和6年5月31日現在、延滞金、加算金及び過料等において多額の収入未済額があるため、その縮減に努めること。
イ 財産の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月十三日

青森県警察本部長 小野 寺 健 一

- 物品等の名称及び数量
青森県警察管理サーバ群賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の 一
- 契約の方法
一般競争入札
- 契約の相手方を決定した日
令和六年八月二十九日
- 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 契約金額
二千六百八十九万五千円
- 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が契約の相手方としたものである。
- 入札の公告を行った日
令和六年七月十九日

公 営 企 業

青森県立中央病院画像解析ワークステーションの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年九月十三日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

画像解析ワークステーション 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和六年十月九日までに青森県立中央病院長に提出しなければならないが、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数

一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限
令和六年十月二十三日 午前十時

3 開札の場所及び日時
(一) 場所
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時
令和六年十月二十三日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三條及び第三百五十九條の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Advantage WorkStation.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender :

10:00 a.m. 23 October 2024

3 Contact point for the notice :

Supply Section

Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori City, Aomori 030-8553

Japan

Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭